

令和6年度

第3回(立木)

岡山

国有林野産物公売公告

次のとおり一般競争入札参加有資格者による公売を行いますから、公売物件一覧表を参照し、現物熟覧のうえ国有林野の産物売払規程・国有林野事業林産物売買契約約款・入札者注意書並びに契約書案を承諾して、指定日時に入札してください。

入札場所	岡山森林管理署 会議室					1号	100%			
産物の種類 数量及び 所在場所	立木	種類	スギ・ヒノキ外	代金の延納 (1件の契約代金が150万円以上のとき)	延納を認める範囲	立木	2号	官収分(96.82%)についてのみ認めます。 民収分については現納とします。		
		口数	4口				3号	官収分(80.63%)についてのみ認めます。 民収分については現納とします。		
		本数	28,507本						4号	官収分(30.00%)についてのみ認めます。 民収分については現納とします。
		数量	15,417.33 m ³				延納期間	立木		
	詳細並びに場所は別紙公売物件一覧表のとおり		1~3号			10ヶ月以内				
			延納担保及び利率			銀行支払保証手形	1.10%			
						上記以外	1.10%			
	入札日時	令和6年9月27日(金)				物件の引渡期間		代金を完納した日又は延納担保を提供した日から15日以内		
		開始時刻	10時00分							
		締切時刻	10時05分							
即時開札		物件の搬出期間	立木	1~4号	36ヶ月以内					
郵便入札	令和6年9月26日(木)									
最終到着日時	17時00分									
受付場所	岡山森林管理署 総務グループ									
契約締結期限	令和6年10月16日(水)		免除します。 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額(消費税及び地方消費税を除く金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。							
代金納入及び延納担保提供期限	契約締結の日から20日以内							入札保証金		

その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約書案は、当署において閲覧してください。 2 現地案内参加希望者は事前に岡山森林管理署業務グループ（経営担当）まで必ずご連絡ください。 3 入札の結果、落札となった場合は、落札者名を記載した入札結果（分収育林を除く）を森林管理局ホームページにおいて公表しますので、ご了承ください。 4 その他詳細は当署へお問い合わせください。
-----	--

特約事項

- 1 入札にあたっては、一般競争参加資格（林産物売り払い）の有資格者であることが必要となります。
- 2 一般競争参加資格（林産物売り払い）の有資格者であっても、現地案内に参加していない者は、本入札に参加することはできないものとします。
- 3 別紙1-1「特約事項」に留意し、岡山森林管理署の指示に従うものとします。
- 4 納付期限及び延納担保の提供期限の満了の日が、土曜日、日曜日、国民の祝日及びその他の休日（金融機関等の休業日を含む）にあたる場合は、満了の日をその前日（前日が土曜日、日曜日、国民の祝日及びその他の休日（金融機関等の休業日を含む）の場合は、さらに繰り上げる）とします。
- 5 代金の全部（規程第27条第2項の規定による違約金を徴収する場合にあつては、代金の全部及び当該違約金）の納入があつた日、又は代金延納担保の提供（規程第29条第2項の規定による違約金を徴収する場合にあつては、代金延納担保の提供及び当該違約金の納入）があつた日（代金延納担保の提供を免除する旨の特約がある場合には、契約締結の日）から15日以内に買受人立会による引渡しを行います。
- 6 売買代金の延納は、担保が金融機関の支払保証した支払保証手形であるときは、当該金融機関の保護預り証及び分任契約担当官の定める様式により当該金融機関が作成する請書に、担保物件差入書を添えて分任契約担当官に提出してください。
- 7 代金の納入後は、速やかに代金納入領収書（写）及び民収分の代金を納入したことが確認できる書類の写しの提出をお願いします。
- 8 郵便入札の場合は、書留とし封筒の表に「入札書在中」と「売払番号」を朱色で記載してください。
- 9 入札金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額であるので、契約金額は、入札金額の10%に相当する金額を加算した金額とします。
- 10 適格請求書（インボイス）については、別紙1-6のとおり
- 11 暴力団排除に関する特約条項（別紙2のとおり）

この入札及び契約は、分任契約担当官 岡山森林管理署長 山崎 準 が担当します。

令和6年8月30日

岡山森林管理署
〒708-0006 岡山県津山市小田中228-1
TEL (0868) 23-2151
IP 050-3160-6135
E-mail kc_okayama@maff.go.jp

公売物件一覧表

物件番号	物件所在地	人天別	種別	林齢(年生)	伐採種	主要樹種 (樹種別材積割合)	区域面積 (ha)	本数 (本)	材積 (m ³)	搬出 期間	法指定等	調査期間	備考
1	勝田郡奈義町 滝山国有林87は1、は2、に林小班	人	生立木	は1:55 は2:57 に:69	皆伐	スギ 48.10 (%) ヒノキ 49.30 (%) カラマツ 0.48 (%) 他 N 1.75 (%) 他 L 0.37 (%)	4.17	4,989	1,815.24	36ヶ月	水源かん養保安林	令和5年9月	
2	真庭市 星山国有林1023に1林小班	人	生立木	67	皆伐	スギ (76.62%) ヒノキ (23.20%) アカマツ (0.06%) 他 L (0.12%)	9.58	10,195	7,021.87	36ヶ月	水源かん養保安林 分収育林契約に基づく分収林 都道府県立自然公園普通地域	令和4年9月	分収育林契約 に基づく分収林 (直近の間伐実施 H15.12月)
3	真庭市 星山国有林1058い1、い2林小班	人	生立木	い1:57 い2:56	皆伐	スギ (60.43%) ヒノキ (39.50%) アカマツ (0.07%) 他 L (0.00%)	9.76	12,919	6,357.44	36ヶ月	水源かん養保安林 分収育林契約に基づく分収林 都道府県立自然公園普通地域	令和4年9月	分収育林契約 に基づく分収林 (直近の間伐実施 H28.4月)
4	久米郡美咲町 本山国有林1009林小班	人	生立木	51	皆伐	スギ (1.94%) ヒノキ (98.06%)	0.58	404	222.78	36ヶ月	分収造林契約に基づく分収林 都道府県立自然公園普通地域	令和6年2月	
1~4号物件 合計							24.09	28,507	15,417.33	—	—		

※上記物件の林齢は公売公告時点の林齢です。

公売物件所在位置図



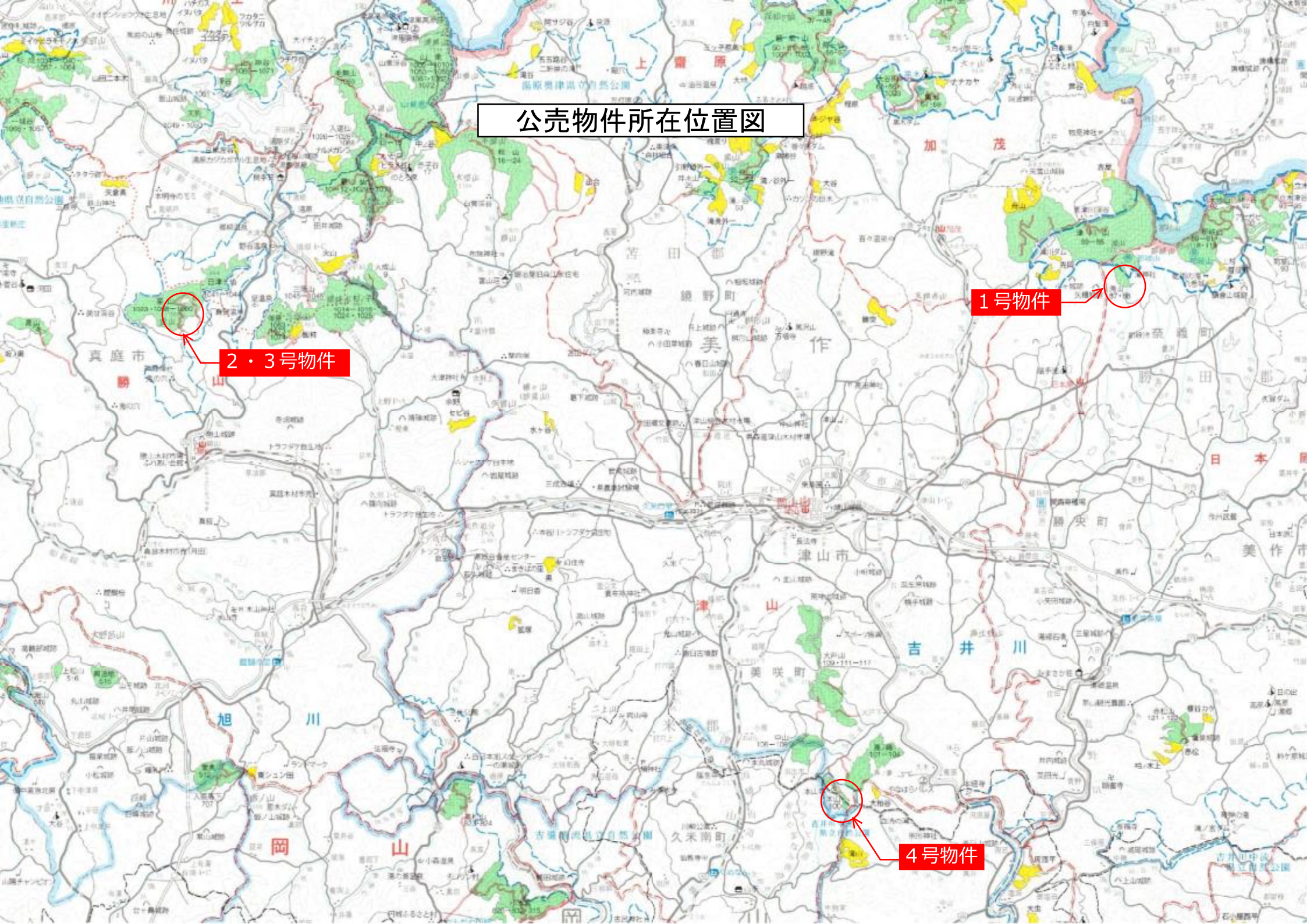
2・3号物件



1号物件



4号物件



立木1号

国有林箇所の立木販売における特約事項

1 販売対象木

1号物件は、皆伐の物件です。

2 伐採、搬出にあたっての条件等

- (1) 別紙1-2「主伐時における伐採・搬出指針」(3の(1)及び(5)は除く)を遵守し、立木の伐採・搬出を行ってください。
- (2) 公売物件区域外の搬出支障木については、国有林内(分収育林・分収造林を除く)についてのみ認めますが、支障木の発生は最小限とし、事前に岡山森林管理署及び管轄の森林事務所にご相談ください。買受人の行った選木及び標示について岡山森林管理署長が確認し、適切と認めた場合、公売物件とは別途に売買契約を締結します。
なお、搬出支障木の売買代金の支払いについては、公売物件のものとは別に発行する納入告知書により納付してください。搬出支障木の伐採・搬出は、売買代金の納付が確認された後に可能となります。
- (3) 区域外の搬出支障木の伐採及び区域内外を問わず搬出のための土地の形質変更等については、当該箇所が保安林等の法令制限がある場合、買受人が許可申請等を行い、許可等が得られたのち、作業可能となります。その他法令等の制限がある場合は、買受人が必要な手続きを行ってください。
また、現地条件等により搬出方法等に制限があるため、必ず事前に現物熟覧のうえ入札してください。
- (4) 搬出にあたり民有地(私道を含む)を使用する場合、買受人が事前に関係者と調整を図り許可を得てから使用してください。なお、使用後に修繕等の必要が生じた場合は、買受人の負担において修繕してください。
- (5) 物件の伐採、加工又は搬出等のため国有林野内に集材路、森林作業道又は土場を作設する必要がある時は、当該集材路等を記載した路線計画図を岡山森林管理署長へ申請し、承認を受けてください。なお、森林作業道は、別紙3「森林作業道作設仕様書」に基づき作設するものとします。
また、濁水発生の防止等必要な措置を講じてください。
- (6) (5)で承認を受けた集材路等の路線計画図に変更が生じた時は、速やかに岡山森林管理署長へ変更した計画を申請し、承認を受けてください。
- (7) 別紙1-3「伐採及び搬出に係るチェックリスト」を契約締結後速やかに岡山森林管理署長へ提出してください。

- (8) 承認を受けた集材路等の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認められる時は、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の措置を講じさせる場合があります。その場合、買受人は必要な措置を講じて下さい。
- (9) 事業の実施にあたっては、地元関係者の理解と協力が得られるよう努めてください。また、搬出にあたり地元集落の生活路を走行する際には、減速するなど事故防止に細心の注意を払ってください。
- (10) 末木枝条等の処理については、谷・川・公道沿いや急傾斜地に放置せず、区域内の可能な限り平坦地又は緩傾斜地に崩れないよう集積してください。
- (11) 公道・林道・作業道が運搬等で傷んだ場合は、買受人の負担において修繕してください。なお、公道を占有並びに使用する必要が生じた場合は、買受人が関係機関へ許可申請等の手続きを行うとともに、関係機関からの指示を遵守の上、作業を行ってください。
- (12) 公売物件区域周辺の立木の保護に努めるとともに、損傷を与えないようにしてください。
- (13) 林道等の使用にあたっては、他の事業等の搬出作業や経路が重複する可能性があるため、関係事業者等と調整を図り使用してください。
- (14) 買受人は売買契約締結時に手交する「作業予定表」に必要事項を記入し、作業着手前に管轄の森林事務所へ提出してください。
- (15) 搬出に伴い、公売物件区域外の国有林内の土地を使用する場合は、事前に岡山森林管理署及び管轄の森林事務所に相談してください。使用について岡山森林管理署長が認めた場合、無料利用承認の手続きを行います。
無料利用承認物件の使用にあたっては、別紙2「暴力団排除に関する特約条項」を遵守するとともに、次の行為は行わないこととします。
「暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、無料利用承認物件を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。」
- (16) 集材路・森林作業道・土場の使用後は原状復旧してください。復旧するにあたっては岡山森林管理署との協議を経るものとします。
- (17) 売買契約の締結から伐採・搬出作業の完了までに、本物件が新たに宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下、「盛土規制法」という。)第26条に規定する特定盛土等規制区域に指定された場合は、盛土規制法を遵守し、森林作業道等の作設を行ってください。なお、規制区域の指定日以前に、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理を行っている場合には、府県知事等の許可は不要ですが、買受人が工事主として府県知事等への届出が必要になります。

(18) 山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。

(19) アフリカ豚熱(ASF)対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。

(20) 当該地は、陸上自衛隊日本原演習場(以下「演習場」と言う。)の先に位置します。本物件の伐採・搬出にあたり演習場に立入・通行等する場合、その期間について陸上自衛隊に立入申請を行う必要があります。

立入申請は岡山森林管理署が行うので、買受人は立入りの 40 日前までに必要資料を添付の上、立入りの予定等を岡山森林管理署に報告してください。

なお、演習場内への立入りが可能であるのは毎週土曜午後、休日(日祝)、盆、9 月 1 日、年末年始、岡山森林管理署立入り日(各月のうち連続する 1 週間程度)及び陸上自衛隊の定める「訓練に支障のない日」に限られます。

陸上自衛隊の定める「訓練に支障のない日」は前々週の木曜日に決定されるので、買受人は陸上自衛隊に照会し作業日の調整を行ってください。

また、演習場を土場等として使用する場合は、買受人が陸上自衛隊に対し事前に申請を行ってください。

立木2・3号

分収育林箇所の立木販売における特約事項

1 販売対象木について

2・3号物件は、分収育林に係る皆伐の物件です。販売対象木は全て伐採・搬出してください。

2 代金の支払方法

物件の売買代金は、国及び分収育林契約者（以下「費用負担者」という。）に分収金（消費税等含む。）として、持ち分割合に応じて買受人が振込んでください。

- (1) 国に支払う代金（以下「官収分」という。）は、国の発行する納入告知書により納入してください。
- (2) 費用負担者に支払う代金（以下「民収分」という。）は、国が指定する各費用負担者の振込先金融機関の口座に振込んでください。なお、費用負担者が行方不明等により供託を必要とする場合は、該当する法務局へ代金納入期限までに供託してください。
- (3) 費用負担者の分収金振込先金融機関情報の使用にあたっては売買契約締結後に別紙1-4「個人情報の取扱いに関する誓約書」を提出してください。

(4) 費用負担者の人数（口数）

公売物件	契約者数	口数
2号	3人	3口
3号	11人	15口

(5) 供託予定箇所（※公告時点の予定数であり、増減することがあります。）

公売物件	供託先	供託者数
2号	東京法務局 府中支局	1人
3号	岡山地方法務局 倉敷支局	1人
	大阪法務局 北大阪支局	1人
	岡山地方法務局 本局	1人
	福岡法務局 本局	1人
	岡山地方法務局 笠岡支局	1人

- (6) これらの振込等にかかる手数料等は、買受人において負担してください。

3 延納金及び延滞金

- (1) 売買代金の延納は、各物件の代金のうち官収分についてのみ認めるものとし、民収分は現納してください。
- (2) 売買代金の支払いに係る延滞金については、各物件の代金のうち官収分に係るものは国に、民収分に係るものは費用負担者に支払ってください。

4 伐採、搬出にあたっての条件等

- (1) 別紙1-2「主伐時における伐採・搬出指針」(3の(1)及び(5)は除く)を遵守し、立木の伐採・搬出を行ってください。
- (2) 公売物件区域外の搬出支障木については、国有林内（分収育林・分収造林を除く）についてのみ認めますが、支障木の発生は最小限とし、事前に岡山森林管理署及び管轄の森林事務所に相談してください。買受人の行った選木及び標示について岡山森林管理署長が確認し、適切と認めた場合、公売物件とは別途に売買契約を締結します。
なお、搬出支障木の売買代金の支払いについては、公売物件のものとは別に発行する納入告知書により納付してください。搬出支障木の伐採・搬出は、売買代金の納付が確認された後に可能となります。
- (3) 区域外の搬出支障木の伐採及び区域内外を問わず搬出のための土地の形質変更等については、当該箇所が保安林等の法令制限がある場合、買受人が許可申請等を行い、許可等が得られたのち、作業可能となります。その他法令等の制限がある場合は、買受人が必要な手続きを行ってください。
また、現地条件等により搬出方法等に制限があるため、現物熟覧のうえ入札してください。
- (4) 搬出にあたり民有地（私道を含む）を使用する場合、買受人が事前に関係者と調整を図り許可を得てから使用してください。なお、使用後に修繕等の必要が生じた場合は、買受人の負担において修繕してください。
- (5) 別紙1-3「伐採及び搬出に係るチェックリスト」を契約締結後速やかに岡山森林管理署長へ提出してください。
また、森林作業道の線形及び土場を記載した路線計画図を岡山森林管理署長へ提出し、承認を受けてください。なお、森林作業道は、別紙3「森林作業道作設仕様書」に基づき作設するものとします。
また、濁水発生の防止等必要な措置を講じてください。
- (6) (5)で承認を受けた集材路等の路線計画図に変更が生じた時は、速やかに岡山森林管理署長へ変更した計画を申請し、承認を受けてください。
- (7) 承認を受けた集材路等の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認められる時は、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の措置を講じさせる場合があります。
その場合、買受人は必要な措置を講じて下さい。
- (8) 事業の実施にあたっては、地元関係者の理解と協力が得られるよう努めてください。
また、搬出にあたり地元集落の生活路を走行する際には、減速するなど事故防止に細心の注意を払ってください。

- (9) 末木枝条等の処理については、谷・川・公道沿いや急傾斜地に放置せず、区域内の可能な限り平坦地又は緩傾斜地に崩れないよう集積してください。
- (10) 公道・林道・作業道が運搬等で傷んだ場合は、買受人の負担において修繕してください。
なお、公道を占有並びに使用する必要が生じた場合は、買受人が関係機関へ許可申請等の手続きを行うとともに、関係機関からの指示を遵守の上、作業を行ってください。
- (11) 公売物件区域周辺の立木の保護に努めるとともに、損傷を与えないようにしてください。
- (12) 林道等の使用にあたっては、他の事業等の搬出作業や経路が重複する可能性があるため、関係事業者等と調整を図り使用してください。
- (13) 買受人は、売買契約締結時に手交する「作業予定表」に必要事項を記入し、作業着手前に管轄の森林事務所へ提出してください。
- (14) 費用負担者の分収金振込先金融機関情報の使用にあたっては、売買契約締結後に別紙1-4「個人情報の取扱いに関する誓約書」を提出してください。
- (15) 搬出に伴い、公売物件区域外の国有林内の土地を使用する場合は、事前に岡山森林管理署及び管轄の森林事務所に相談してください。使用について岡山森林管理署長が認めた場合、無料利用承認の手続きを行います。
無料利用承認物件の使用にあたっては、別紙2「暴力団排除に関する特約条項」を遵守するとともに、次の行為は行わないこととします。
「暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、無料利用承認物件を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。」
- (16) 集材路・森林作業道・土場の使用後は原状復旧してください。
復旧するにあたっては岡山森林管理署との協議を経るものとします。
- (17) 売買契約の締結から伐採・搬出作業の完了までに、本物件が新たに宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下、「盛土規制法」という。)第26条に規定する特定盛土等規制区域に指定された場合は、盛土規制法を遵守し、森林作業道等の作設を行ってください。なお、規制区域の指定日以前に、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理を行っている場合には、府県知事等の許可は不要ですが、買受人が工事主として府県知事等への届出が必要になります。

- (18) 山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。

- (19) アフリカ豚熱 (ASF) 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。

立木4号

分収造林箇所の立木販売における特約事項

1 販売対象木について

4号物件は、分収造林に係る皆伐の物件です。販売対象木は全て伐採・搬出してください。

2 代金の支払方法

物件の売買代金は、国及び分収造林契約者（以下「費用負担者」という。）に分収金（消費税等含む。）として、持ち分割合に応じて買受人が振込んでください。

- (1) 国に支払う代金（以下「官収分」という。）は、国の発行する納入告知書により納入してください。
- (2) 費用負担者に支払う代金（以下「民収分」という。）は、国が指定する各費用負担者の振込先金融機関の口座に振込んでください。この納付にかかる手数料等は買受人において負担してください。

3 延納金及び延滞金

- (1) 売買代金の延納は、各物件の代金のうち官収分についてのみ認めるものとし、民収分は現納してください。
- (2) 売買代金の支払いに係る延滞金については、各物件の代金のうち官収分に係るものは国に、民収分に係るものは費用負担者に支払ってください。

4 伐採、搬出にあたっての条件等

- (1) 別紙1-2「主伐時における伐採・搬出指針」(3の(1)及び(5)は除く)を遵守し、立木の伐採・搬出を行ってください。
- (2) 公売物件区域外の搬出支障木については、国有林内（分収育林・分収造林を除く）についてのみ認めますが、支障木の発生は最小限とし、事前に岡山森林管理署及び管轄の森林事務所に相談してください。買受人の行った選木及び標示について岡山森林管理署長が確認し、適切と認めた場合、公売物件とは別途に売買契約を締結します。
なお、搬出支障木の売買代金の支払いについては、公売物件のものとは別に発行する納入告知書により納付してください。搬出支障木の伐採・搬出は、売買代金の納付が確認された後に可能となります。
- (3) 区域外の搬出支障木の伐採及び区域内外を問わず搬出のための土地の形質変更等については、当該箇所が保安林等の法令制限がある場合、買受人が許可申請等を行い、許可等が得られたのち、作業可能となります。その他法令等の制限がある場合は、買受人が必要な手続きを行ってください。
また、現地条件等により搬出方法等に制限があるため、現物熟覧のうえ入札してください。

- (4) 搬出にあたり民有地（私道を含む）を使用する場合、買受人が事前に関係者と調整を図り許可を得てから使用してください。なお、使用後に修繕等の必要が生じた場合は、買受人の負担において修繕してください。
- (5) 別紙1-3「伐採及び搬出に係るチェックリスト」を契約締結後速やかに岡山森林管理署長へ提出してください。
また、森林作業道の線形及び土場を記載した路線計画図を岡山森林管理署長へ提出し、承認を受けてください。なお、森林作業道は、別紙3「森林作業道作設仕様書」に基づき作設するものとします。
また、濁水発生の防止等必要な措置を講じてください。
- (6) (5)で承認を受けた集材路等の路線計画図に変更が生じた時は、速やかに岡山森林管理署長へ変更した計画を申請し、承認を受けてください。
- (7) 承認を受けた集材路等の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認められる時は、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の措置を講じさせる場合があります。
その場合、買受人は必要な措置を講じて下さい。
- (8) 事業の実施にあたっては、地元関係者の理解と協力が得られるよう努めてください。
また、搬出にあたり地元集落の生活路を走行する際には、減速するなど事故防止に細心の注意を払ってください。
- (9) 末木枝条等の処理については、谷・川・公道沿いや急傾斜地に放置せず、区域内の可能な限り平坦地又は緩傾斜地に崩れないよう集積してください。
- (10) 公道・林道・作業道が運搬等で傷んだ場合は、買受人の負担において修繕してください。
なお、公道を占有並びに使用する必要が生じた場合は、買受人が関係機関へ許可申請等の手続きを行うとともに、関係機関からの指示を遵守の上、作業を行ってください。
- (11) 公売物件区域周辺の立木の保護に努めるとともに、損傷を与えないようにしてください。
- (12) 林道等の使用にあたっては、他の事業等の搬出作業や経路が重複する可能性があるため、関係事業者等と調整を図り使用してください。
- (13) 買受人は、売買契約締結時に手交する「作業予定表」に必要事項を記入し、作業着手前に管轄の森林事務所へ提出してください。

- (14) 費用負担者の分収金振込先金融機関情報の使用にあたっては、売買契約締結後に別紙1-5「振込先口座情報の取扱いに関する誓約書」を提出してください。
- (15) 搬出に伴い、公売物件区域外の国有林内の土地を使用する場合は、事前に岡山森林管理署及び管轄の森林事務所に相談してください。使用について岡山森林管理署長が認めた場合、無料利用承認の手続きを行います。
- 無料利用承認物件の使用にあたっては、別紙2「暴力団排除に関する特約条項」を遵守するとともに、次の行為は行わないこととします。
- 「暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、無料利用承認物件を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。」
- (16) 集材路・森林作業道・土場の使用後は原状復旧してください。
- 復旧するにあたっては岡山森林管理署との協議を経るものとします。
- (17) 売買契約の締結から伐採・搬出作業の完了までに、本物件が新たに宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下、「盛土規制法」という。)第26条に規定する特定盛土等規制区域に指定された場合は、盛土規制法を遵守し、森林作業道等の作設を行ってください。なお、規制区域の指定日以前に、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理を行っている場合には、府県知事等の許可は不要ですが、買受人が工事主として府県知事等への届出が必要になります。
- (18) 山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- (19) アフリカ豚熱(ASF)対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。

主伐時における伐採・搬出指針

1 目的

森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進することが求められている。

一方、前線や台風等に伴う豪雨が頻発し、山地災害の激甚化及び多様化により、山地の崩壊等の発生に対する住民の関心が高まっている。

このため、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、立木の伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮すべきである。

これらを踏まえ、本指針は、林業経営体等が主伐時における立木の伐採・搬出に当たって考慮すべき最低限の事項を目安として示すものである。

本指針の内容については、市町村森林整備計画における計画事項を踏まえ、現場で作業を行う林業経営体等、森林所有者、施業の発注者、森林施業プランナーその他の立木の伐採・搬出に関わる関係者が熟知すべきものである。

なお、主伐後の再造林等に継続的に用いられる道については、集材路ではなく、「森林作業道作設指針」(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)に基づく森林作業道として作設するものとする。

2 定義

- (1) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう。なお、「森林作業道作設指針」に基づく間伐等による木材の集材及び搬出並びに主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とは区別する。
- (2) 土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいう。

3 伐採の方法及び区域の設定

- (1) 立木の買付け又は伐採の作業受託を行う際には、持続的な林業の確立に向け、森林所有者等に対して再造林の必要性等を説明し、その実施に向けた意識の向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努めるものとする。
- (2) 立木の伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を超えて伐採する誤伐を行わないように、あらかじめ伐採する区域の明確化を行うものとする。
- (3) 土砂の流出又は林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等において伐採を行う際には、森林所有者等と話し合い、林地の保全及び生物多様性の保全に支障を来さないよう、伐採の適否及び択伐、分散伐採その他の伐採の方法並びに更新の方法を決定するものとする。
- (4) 林地の保全及び生物多様性の保全のため、保残する箇所及び樹木について森林所有者等と話し合い、必要に応じて溪流沿い、尾根筋での保護樹帯の設定、野生生物の営巣に

重要な空洞木の保残等を行うものとする。なお、やむを得ずこれらの箇所には架線や集材路を通過する場合には、その影響範囲が最小限となるよう努めるものとする。

- (5) 地形、地質、土質、気象条件等を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採する区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採すること、帯状又は群状に伐採すること等により複層林を造成するなど伐採を空間的及び時間的に分散させるものとする。

4 集材路及び土場の計画及び施工

集材路及び土場については、主伐時における伐採・搬出に当たっての一時的な利用を前提としているため、原則として丸太組工、暗きょ等の構造物を必要としない配置とし、以下に留意するものとする。

(1) 林地保全に配慮した集材路及び土場の配置及び作設

- ① 資料及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、気象条件、湧水、地表水の局所的な流入などの水系、土砂の流出又は地割れの有無等を十分に確認するものとする。その上で、集材路又は土場の作設によって土砂の流出又は林地の崩壊が発生しないよう、地形に合わせた作業システム（集材方法及び使用機械）を選定し、地形及び地質の安定している箇所を通過する必要最小限の集材路又は土場の配置を計画するものとする。
- ② 立木の伐採・搬出に当たっては、地形、地質、土質、気象条件等に応じて路網と架線を適切に組み合わせるものとする。特に、急傾斜地など現地条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所（※）において立木の伐採・搬出する場合には、地表を損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材により行うものとする。また、やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの十分な対策を講じるものとする。

※林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所の例

- ・ 地山傾斜 35° 以上の箇所
 - ・ 火山灰、軽石、スコリア、マサ土、粘性土の箇所
- ③ 集材路又は土場の作設開始後も土質、水系その他の伐採現場の状態に注意を払い、集材路及び土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるようにする。
 - ④ 集材路の線形については、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせるものとする。
 - ⑤ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合においては、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置するものとする。
 - ⑥ 集材路又は土場の作設により露出した土壌から土砂が流出し、濁水や土砂が溪流へ直接流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路及び土場は溪流から距離をおいて配置する。また、土質が溪流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路又は土場の作設を可能な限り避けるものとする。やむを得ず

作設を行う必要があるときは、土砂が溪流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置するものとする。

- ⑦ 集材路については、沢を横断する箇所が少なくなるように配置するものとする。急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破碎帯など一般的に崩壊しやすい箇所をやむを得ず通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土等を適切に実施するものとする。
- ⑧ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由するよう努めるものとする。このとき、集材路の作設に当たっては、当該隣接地の森林所有者等と調整等を行うものとする。

(2) 周辺環境への配慮

- ① 集材路及び土場については、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避けるものとする。ただし、やむを得ず作設する場合は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象に対し土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等を設置する等の対策を講じるものとする。
- ② 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生育又は生息情報を知ったときは、線形及び作業の時期の変更等の必要な対策を検討し実施するものとする。
- ③ 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路及び土場の配置及び作設方法となるよう調整するものとする。

(3) 路面の保護と排水の処理

集材路及び土場を安定した状態で維持するためには、適切な排水処理を行うことが重要である。

このため、原則として路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配を利用することにより、こまめな分散排水を行うものとする。これによることが困難な場合又は地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入若しくは滞水がある場合は、状況に適した横断溝等を設置するものとする。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 横断溝等については、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、溪流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置するものとする。
- ② 横断溝等やカーブを利用して分散排水するものとする。
排水が集中する場合は、安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のある沢等）をあらかじめ決めておくものとし、排水先に適した箇所がない場所では、素掘り側溝等により導水するものとする。
- ③ 溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、作業期間中はその維持管理を十分に行うとともに、作業終了時には可能な限り原状に復旧するものとする。

- ④ 洗い越し施工を行う場合においては、横断箇所集材路の路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようにする。通水面については、一箇所に流水が集中して流速が高まることのないよう、水が薄く流れるように設計し、洗い越しの侵食を防止するものとする。越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、土砂の流出のおそれがある場合は、撤去するものとする。
- ⑤ 曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水するものとする。
- ⑥ 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適切な形状及び間隔で側溝や横断排水施設を設置し排水するものとする。
- ⑦ 丸太を利用した開きよ等を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮するものとする。また、横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置する、植生マットで覆う等の処理を行うものとする。
- ⑧ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとるものとする。なお、木材等の積載時の下り走行におけるブレーキの故障及び雨天又は凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避けるものとする。

(4) 切土・盛土

集材路及び土場については、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

締固めの効果は、

- ・ 荷重が載ったときの沈下を少なくすること
- ・ 雨水の浸透を防ぎ土地の軟化や膨張を防ぐこと
- ・ 土粒子のかみ合わせを高め、土構造物に強さを与えること

などにあることを十分理解し、林業機械等が安全に通行できる路体支持力が得られるよう施工するものとする。

また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど原則として残土処理が発生しないようにするものとする。やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）をはじめとする各種法令に則して適切に処分する。

① 切土

切土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、林業機械等の作業に必要な空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に 1.5m を超えざるを得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し 1.5m 程度以内とすることとし、高い切土が連続しないようにすることが望ましい。

切土のり面勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分、風化の進度又は節理の発達の違い岩石の場合は3分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整するものとする。

なお、土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が1.2m程度以内であるときは、直切が可能な場合があり、土質を踏まえ検討するものとする。

崖すいでは切土高が1mでも崩れる一方、シラスでは直切が安定するなどの例もあり、直切の可否は土質、近傍の現場の状況等を基に判断する。

② 盛土

ア 盛土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、集材路の幅員、林業機械等の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行うものとする。

堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さとなるよう十分に締め固めて施工するものとする。

イ 盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね1割より緩い勾配とする。やむを得ず盛土高が2mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。

ウ ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返すなどして、路体に十分な強度をもたせるようにする。

エ 小溪流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、4(3)に留意して横断溝等を設置するものとする。

オ 盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整を行って補うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行うものとする。

5 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮

(1) 集材路及び土場については、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設するなどの措置を講じるものとする。

(2) 集材路又は土場の路面のわだち掘れ、泥濘化及び流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。やむを得ず通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止するものとする。

(3) やむを得ず伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条及び残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施するものとする。

6 事業実施後の整理

(1) 枝条及び残材の整理

- ① 枝条及び残材については、木質バイオマス資材等への有効利用に努めるものとする。
- ② 枝条又は残材を伐採現場に残す場合には、以下の点に留意するものとする。
 - ア 伐採後の植栽作業を想定して、伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図るものとする。
 - イ 林地の表土保護を目的とした枝条の敷設による整理を行うなど、枝条又は残材を置く場所を分散させ、杭を打つなどの対策を講じるものとする。
 - ウ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みをするのを避けるものとする。
 - エ 枝条等が出水時に溪流に流れ出ること、雨水を滞水させること等により林地崩壊を誘発することがないように、沢に近い場所、溪流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げないものとする。

(2) 集材路及び土場の整理

- ① 集材路及び土場については、原則として植栽等により植生の回復を促すものとする。また、路面水の流下状況等を踏まえ、植生が回復するまでの間、土砂の流出等が抑えられるよう、十分な深さの横断溝等、植生回復まで耐えうる排水処置を行うものとする。なお、植生回復のため作設時に剥ぎ取った表土の埋め戻しを行う場合は、これらの表土が流出しないようしっかりと締め固めるものとする。
- ② 立木の伐採・搬出に使用した資材、燃料等の確実な整理及び撤去を行うものとする。

(3) 森林所有者等の現地確認

全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、伐採現場における枝条及び残材の整理の状況、集材路及び土場の整理の状況等を造林の権原を有する森林所有者等と現地で確認し、必要な措置を行うものとする。

7 その他

- (1) 集材路及び土場の作設に当たって、傾斜 35° 以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いの箇所を通過する場合は、丸太組工等の構造物を設置する森林作業道として作設するものとし、当該構造物の設置により経済性を失う場合、環境面及び安全面での対応が困難な場合は、林道とタワーヤード等の組合せによる架線集材を行うものとする。
- (2) 集材路又は土場の作設を含む立木の伐採・搬出に当たっては、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）その他の関係法令に基づく各種手続（許可、届出等※）を確実にを行うものとする。

※許可や届出の例

- ・ 林地開発許可（法第 10 条の 2）
- ・ 伐採及び伐採後の造林の届出（法第 10 条の 8）
- ・ 保安林における立木の伐採の許可（法第 34 条第 1 項）

- ・ 保安林における作業許可（法第 34 条第 2 項）
- (3) 林業経営体等は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組むものとする。
 - (4) 本指針については、全国の事例を基に適宜見直しを行っていくものとする。
 - (5) 地質の特性や排水施設的具体例等を整理した「森林作業道作設指針の解説」も参考にされたい。